

平成21年 1月16日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	牟田勝浩
1番	上田雄一	2番	浦泰孝
3番	山口裕子	4番	松尾陽輔
5番	大河内智	6番	宮本栄八
7番	古川盛義	8番	上野淑子
9番	山口良広	10番	吉川里巳
11番	山崎鉄好	12番	末藤正幸
13番	前田法弘	14番	小柳義和
15番	石橋敏伸	16番	樋渡博徳
17番	小池一哉	18番	大渡幸雄
19番	山口昌宏	20番	松尾初秋
21番	吉原武藤	22番	平野邦夫
23番	江原一雄	26番	川原千秋
27番	高木佐一郎	28番	富永起雄
29番	黒岩幸生	30番	谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	末次隆裕
次長	黒川和広
議事係長	川久保和幸
議事係員	森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	浦	郷	政	紹
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	雅	章
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	伊	藤	元	康
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀
選挙	管理	委員会	大	宅	敬	一
監	査	委員	吉	野	孝	一
農業	委員	会	西	村	益	生
事務局	局長					
事務局	局長					
事務局	局長					

---

議 事 日 程 第 6 号

1月16日（金）10時開議

- |       |         |                                                          |
|-------|---------|----------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 第96号議案  | 平成19年度武雄市病院事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）       |
| 日程第2  | 第97号議案  | 平成19年度武雄市水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）       |
| 日程第3  | 第98号議案  | 平成19年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）    |
| 日程第4  | 第104号議案 | 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第5  | 第105号議案 | 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）  |
| 日程第6  | 第106号議案 | 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第7  | 第107号議案 | 平成19年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第8  | 第108号議案 | 平成19年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第9  | 第101号議案 | 平成19年度武雄市一般会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第10 | 第102号議案 | 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）   |
| 日程第11 | 第103号議案 | 平成19年度武雄市老人保健特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第12 | 第109号議案 | 平成19年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）   |
| 日程第13 | 第113号議案 | 専決処分の承認について（平成20年度武雄市一般会計補正                              |

		予算（第11回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第14	第114号議案	武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第15	第115号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第16	第116号議案	武雄市手数料条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）

---

**開 議 10時**

**○議長（杉原豊喜君）**

皆さんおはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第117号議案から第135号議案までの19議案並びに報告第14号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

これより議案審議を開始いたします。

日程第1．第96号議案 平成19年度武雄市病院事業会計決算認定についてから、日程第8．第108号議案 平成19年度武雄市給湯事業特別会計決算認定についてまでの以上8議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。末藤特別会計等決算審査特別委員長

**○特別会計等決算審査特別委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

おはようございます。特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成20年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成20年11月4日から6日までの3日間にわたり慎重に審査をいたしました。

付託されました8つの決算認定議案のうち、第104号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、第105号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、第107号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第108号議案 平成19年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、以上の4つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、第96号議案 平成19年度武雄市病院事業会計決算認定について、第97号議案 平成19年度武雄市水道事業会計決算認定について、第98号議案 平成19年度武雄市工業用水道事

業会計決算認定について、第106号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、以上4つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程について、各委員から執行部に対し意見が出され集約いたしましたので、御報告いたします。

全体的なものとして、1、未収金については、徴収体制の検討をされたい。2、委託料の精査を図るとともに、契約方法の明確化を図られたい。3、意見書の項目を主要成果報告書に記入されたい。

そして、個別には第98号議案 武雄市工業用水道事業会計については、企業誘致の推進についてさらに努力されたい。

第104号議案 武雄市農業集落排水事業特別会計については、事業の推進を図るとともに、接続率の向上に努力されたい。

第106号議案 武雄市土地区画整理事業特別会計については、補助金の効果を検証するよう努力されたい。

第107号議案 武雄市競輪事業特別会計については、ファン層の拡大に努力されたいなどの意見が出されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論及び採決を行います。討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に、第96号議案 平成19年度武雄市病院事業会計決算認定について、討論を開始いたします。22番平野議員

#### ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第96号議案 平成19年度武雄市病院事業会計決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

平成19年度決算審査意見書では、引用しますと市民病院、地域医療の中核の役割を担う病院として、救急医療、2次医療体制の整備を初め、地元医療機関との連携を図り医療の充実に努めている。19年度全体の事業を評価しつつも、平成20年5月議会において民間移譲を柱とする改革ビジョンが可決され、市の民間移譲の方向が19年12月以降明らかになり、常勤医師の怒りや不信、不安が募り、3月を機に退職が相次ぎ、平成20年4月からは救急医療及び午後の外来診療も休止となるなど、診療体制が大きく変化する現状にある。そういうことなどが記載されております。

先ほどの常勤医師の不信、不安というのは私の意見でありますけども、全体としては19年度の病院事業会計についての特徴を以上のように述べております。指摘をいたしております。

退職を3月まで予定している医師からすれば、入院患者を他の病院に紹介する、あるいは入院予定の患者を他の病院へと、19年度、20年2月、3月にかけて入院患者の減が生じ、医業収益の中での入院収益は前年18年度比で比較しますと、1,203万4,820円のマイナスと決算されております。これを裏づける年間入院延べ人員は1,693人、13年度と比較して減となっております。

さらに、国の医療費抑制の中で、負担金、交付金は18年、7,710万2,000円、これが19年度では7,133万8,000円と前年比で576万4,000円が減額されております。損益計算書によりますと、経常損益2,409万3,715円、19年度純損益2,944万8,275円、平成18年度と比較すれば、4,690万円の縮小となっており、これは監査委員会も注目しているところであります。

市長の民間移譲の方針明確化で市民病院の混乱が生じなくて、上半期の黒字を継続していたとすれば、赤字幅があらわれた数字で見ると、さらに縮小していたことは明らかであります。入院収益が前年並みであったとすれば、1,741万3,455円に赤字は縮小されます。さらに、国の交付金削減がなかったとすれば、576万4,000円が減ですから、数字で見れば、さらにこれは縮小し、1,164万9,000円となるわけであります。当時の副院長を先頭にスタッフ一同、民間委託料の見直し、あるいは燃料費、消耗品費等の経費の節減、こういう努力をし続けてきた結果だと考えられるものであります。民間移譲の方針の明確化による現場の混乱がなかったとすれば、黒字化も見通せたものと考えられるわけであります。

平成19年度の病院会計の最大の問題点は、ここに象徴されているのではないかと、このことを指摘して討論にかえるものであります。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論ございませんか。29番黒岩議員

**○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

おはようございます。私は第96号議案について、賛成の立場から討論を行います。

赤字論につきましては、皆さんここ1年間、いろんな方面から話を見て御承知のとおりだと思います。今例えて言うならば、水道に例えますれば、水道のホースは破れて、年々年々水が漏れて赤字が出ていると、そういう状態の場合に、思い切ってこれをかえようと、この配管をかえようと、その一瞬に水をかぶることもあるわけでございます。

しかし、それはあくまで一過性の問題であって、長いことを考えれば、それは結果的に新しいホースにかえたほうがいいと。こういう状況にあるのは皆さんも家庭でも御承知のとおりだと思います。

現実に、今この新医師臨床研修制度によって、どこの自治体も今から民間移譲を考え出す

わけでございます。そしたら、どこの自治体もそのことによって医師が減るとなれば、それはすべて自治体の責任かと言え、私はそうではないと思います。

10月30日のここの幹事会の議事録を見てみますと、「ある委員」と書いてありますけれども、これはある先生でございます。聞くところによりますと、その先生はいずれ開業したいという話もあったように聞いておりますけど、それは定かではありませんので、これ問題にしませんけれども、あくまでも、今のこの厚生省が進める自治体改革、あるいはまた医局に、その医師の手配を任せないとする厚生労働省の態度があって、その説明不足であります。これは経済的誘導、つまり私たちが4月に沖縄県の中頭病院に行ったときにちゃんと教えられたことでございますけれども、もう既に厚生労働省は経済的誘導を始めている。つまり、大病院、中小病院、それと診療所と分けると。かかりつけ医制度を始めるための方策である。これは国の説明不足であって、あくまで今どこも調べていますように、既に民間移譲を始めようとしていると。そしたら、先ほどの討論者の言われるようにすれば、どこもじゃあ医師不足になるのかとございますので、これはあくまで一過性のものだということで賛成するものでございます。

以上でございます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第96号議案 平成19年度武雄市病院事業会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第97号議案 平成19年度武雄市水道事業会計決算認定について、討論を開始いたします。22番平野議員

#### ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第97号議案 平成19年度武雄市水道事業会計決算認定については反対であります。

平成20年4月、長年の市民の願いであった武雄市の全国トップクラスの高い水道料金が引き下げられました。大変喜ばれております。高齢化が進み、お年寄りだけの世帯、さらにひとり暮らしの世帯など、水をたくさん使わない世帯、ここへの福祉的な配慮、こういう要素も加わり、料金体系も大事な点だと思いますけども、喜ばれているところであります。

この料金引き下げの原資となる利益剰余金、値下げが実行された背景には、この財源が十分に積み立てられていたと、これが最大のものでありますけれども、平成19年度は1市2町の合併後、それぞれの企業会計、料金体系を一本化する期間であったと思います。投資された19年度決算を見ますと、その中で利益剰余金の状況は減債積立金、利益積立金、建設改良

と未処分利益剰余金、これらを合計しますと19億3,872万9,000円、膨大なものであります。中でも利益積立金は、14億9,769万3,000円となっております。1世帯当たりになりますと約10万円ですか、こういう利益積立金がある中で、北海道債の購入等々もあるわけですが、こういった積立金の管理につきましては、財政法では最も安全かつ有利な方法でと。最も安全かつ有利な方法、これは武雄市の場合は極めて大事な教訓にすべき点だと思います。これはマイカル社債を3,000万円で購入したと。その後いろいろ問題がありまして、結局返ってきたのは30%しか返ってこなかったと。こういう教訓を今日に生かす上で、果たして北海道債5億円、適当かどうかというのは今後問題になっていくでしょうけれども、そういう本来、この積立金の背景にあるのは、高料金対策債、国の料金の格差是正、あるいは料金の平準化、こういった制度の交付金措置が8割されているわけですが、制度の目的どおり使われてきたかどうか、これしっかり検証した上での20年度以降の料金の引き下げにつながっていくわけでしょうけれども、19年度まではそういう努力がされてこなかったと。決算書を見ますと、支払利息2,293万5,000円の減少、減価償却費652万1,000円、前年比に比べると減少となっております。

この2つを足して分子とし、有収水量を分母として割り返したのが資本費ですが、これが今後さらに減っていくとすれば、国が示す資本費の基準に近づき、高料金対策の国の交付税措置が減っていくことになるわけですが、全国的には武雄市も含めてまだまだ料金の格差はありますし、料金の平準化にほど遠い状況にあるかと思えます。

そういう点では、この制度の充実、これも今後武雄市は国に働きかけていくことが大事じゃないかというふうに考えるものであります。

5年あるいは6年、この高料金対策の対象として続くかどうか、資本費との関係がありますので、この資本費の国が示す基準、この見直しを強く求めていく、このことが今後大事になってくるのではないかと考えられるものであります。さらに決算委員会でも指摘しましたけれども、西部広域水道事業への依存度、これを二部料金制への移行を要求し、その実施を早めることで依存度を低め、受水費の縮小を図ることが大事ではないかと。トン当たり単価4円下がって、受水費が1,200万円程度少なくなったということは喜ばしいことでありますけれども、それでも受水契約と実績に基づく支払い増、3,157万4,000円です。西部広域水道企業への利用率依存度は、武雄・北方が89.2%、武雄市の施設の稼働状況、最大で見ても58.1%、平均利用率でいきますと46.4%、この数字から見ると半分以上の水が使われていない、施設が休止状態という状況であります。にもかかわらず、19年度までは全国トップクラスの水道料金でした。西部広域水道企業の料金体系と契約水量の見直し、このことを強く企業団へ要求していただきたい。このことを改めて指摘をして、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）



9番山口良広議員

○9番（山口良広君）〔登壇〕

第97号議案 平成19年度武雄市水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

今年度の当事業会計では、大変厳しい状況であります。決算書の内容を見ますと、この中には高料金対策の国の交付金2億5,595万1,080円を含まれますが、総収入額15億8,660万573円で、総支出額14億1,417万8,756円となり、1億7,242万1,817円が利益として計上されています。そして、武雄市民の長年の念願だった水道料金の値下げが本年4月1日から平均値下げ率13%として、水道料金の値下げがなされるようになりました。今後も企業誘致の推進を図るなど、なお一層の水道水需要の拡大など経営努力されることはもちろん、漏水対策など市民ニーズに的確に対応し、市民から信頼される水道事業として発展されることをお願いいたしまして、原案どおり認定して差し支えないことと考え賛成させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第97号議案 平成19年度武雄市水道事業会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第98号議案 平成19年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第98号議案 平成19年度武雄市工業用水道事業会計決算認定には反対の立場で討論をいたします。

県営工業団地で工業用水を供給する企業が4社から、19年度1社廃業し3社になっております。契約水量が1日390トンから360トンに減少し、1日の平均配水量が226トン、施設利用率はわずかに9.59%です。2,390トン売る計画の10%を満たない状況が当初から続いているわけでありませうけれども、あり余った工業用水を将来どうしていくのか。企業誘致の努力も去ることながら、水の広域的な利用が求められてくるのではないのでしょうか。さきの一般質問でも、この点の指摘があったのだらうと考えられます。

このことは、上水の余剰水の利用についても特別委員会でも指摘したところでありますけれども、工業用水に関していいますと、毎年5,700万円の一般会計からの繰り出しについては、

企業債の残等がかかわってきますけれども、解決の方向性を探っていくことが大事ではないでしょうか。このことを改めて19年度につきましても指摘をして討論いたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第98号議案について、賛成の立場から討論を行います。

18年3月やったですかね、1市2町で合併いたしまして、先ほど水道問題、あるいは工業用水の問題、いろんな問題があるわけですがけれども、私は1つ、両方を含めて先に討論しようかなと思いましたがけれども、山口議員が出られましたから出ませんでしたけれども、1つ大きく思うのは、先日、あるいは先々日でしたか、一般質問の中で非常に私奇異なことを思ったんですけれども、伊万里のほうへ実は水をやってもいいじゃないかという話があったんですね。しかし、当時の市長さんはそれを断ったということから、今上水にしても、やっぱり圏域を超えてできないと。だから1回決めたら、なかなかその次に覆すことできないということがあるわけですね。だから、こういう工業用水も広域的に今まで考えてこられなかったのかということとは非情に残念に思うわけでございます。北方も長い間西部工水を抱えまして大変悩みましたけれども、これはいわば北方は幻の水というふうに使ってきたわけでございまして、それぞれそこそこ悩みがあると思います。しかし、まだまだ1市2町で合併して、そこそこのいいところ、悪いところをもっともっと網羅していかなきゃいけないと、かばい合っていかなければいけないと思っておりますし、もっと広域で考えができなかったかということで、短兵急の話じゃないということで、やむを得ないものとして賛成するものであります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第98号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第104号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第104号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第105号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第105号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第106号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、討論を開始いたします。22番平野議員

#### ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第106号議案 武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定については、反対の立場から討論をいたします。

決算審査特別委員会で指摘した問題点でありますけれども、1款1項1目、事業費、12節、役員費ですけれども、南国ビル関係の手数料197万7,012円、15節、工事請負費、同じく南国ビル関係でありますけれども、この跡地、街中広場の造成工事760万円、22節の補償補てん及び賠償金、これは事故繰り越しでありますけれども、1億2,523万3,000円、これも南国ビル関係であります。街中広場については、前回の討論でも言いましたけれども、本当に住民の要求から出発しているのかと。もともとは新幹線用地をJRが武雄市に売らなかったと。金が余ったと。じゃあこの金を街中広場に回そうかと。一言ではそういう流れの中で南国ビルの移転補償等々工事が始まったと、改めて思い出すわけでありますけれども、そういう内容であります。さらに、15節の工事請負費、これ川端通り憩いの遊歩道の植栽工事です。その位置の250万9,500円、工事その2、271万9,500円、川端通りも以前と比較しますと、きれいになったことは、それはいいわけですが、整備をされました。両サイドに植栽されたハナミズキ、この工事費については、業者の見積もりが現実の実勢価格と比較して、その開きが余りにも大きい。このことを考えるならば、最少の経費で最大の効果をとという財政の原則から照らして、厳密に精査がなされたのかということも委員会でも指摘をしたとこ

ろであります。どの程度の開きがあるのか。例えば、ハナミズキの1本の単価、市場で調べると1万5,000円から2万円、これが見積もり等々でいきますと4万円、これらのチェックが甘いのではないかという点であります。

さらに、その背景には、まちづくり交付金、このまちづくり交付金がどの程度使われているのかと。補助金、交付金の中では有利なものだという話は聞きますけれども、それだけに一つ一つのチェックが甘くなっているんじゃないかと、このことは委員会でも指摘をしたところでもあります。

今後そういった点からの教訓を引き出して、20年度に反映させていく。このことを指摘して、反対の意見といたします。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論ございませんか。29番黒岩議員

**○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

第106号議案について、私は賛成の立場から討論を行います。と申しますのも、武雄市土地区画整理事業特別会計決算でございますが、このことにつきましては、長年かけてずっと積み重ねた問題であろうと思います。つまり、武雄市議会において、いろんな場面、いろんな場面で執行部は説明しながら、それを聞きながらずっと積み重ねてこられた大きな問題であろうと思っているところでございます。

その中で、先ほどハナミズキ高過ぎると。私も確かにそういうふうに思いました。実際、自分で買うとすれば、あれの半値じゃないかということございますけれども、執行部の説明の中で、補助事業なるがゆえにその算定が変わってくるんだと。やむを得ないかなという気がいたします。

こういうことは、今後解決されていくということで、現在はやむを得ないという立場から賛成いたすものでございます。どうかよろしく願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第106号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第107号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第107号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第108号議案 平成19年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第108号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9. 第101号議案 平成19年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第12. 第109号議案 平成19年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定についてまでの以上4議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく一般会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果の報告を求めます。

小池一般会計等決算審査特別委員長

**○一般会計等決算審査特別委員長（小池一哉君）〔登壇〕**

おはようございます。一般会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成20年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付託されました決算認定議案については、平成20年11月10日から12日まで、3日間にわたり慎重に審査いたしました。付託されました4つの決算認定議案のうち、第109号議案 平成19年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定については、慎重審査の結果、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、第101号議案 平成19年度武雄市一般会計決算認定について、第102号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について及び第103号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計決算認定について、以上3つの事案につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程については、各委員から執行部に対し意見が出され、集約いたしましたので、御報告いたします。

第1、決算においては、今後も危機的財政状況を認識し、徹底した数値分析による見通しとチェック機能の強化徹底により、一層の財政健全化に向け、鋭意努力されたい。

第2、不納欠損処理については、慎重に処理すべきである。具体的には生活実態を十分に調査し、悪質者に対しては強制執行等を含め、徴収に努められたい。

第3、職員の研修等を行い、職員の専門性の充実・強化を図られたい。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論及び採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に、第101号議案 平成19年度武雄市一般会計決算認定について討論を開始いたします。23番江原議員

#### ○23番（江原一雄君）〔登壇〕

本議案につきまして、反対の討論を申し上げます。

平成19年度一般会計決算の認定について、反対の討論を申し上げます。

初めに、平成19年度、武雄市にとって忘れることはできない事件が起きてしまいました。

平成19年11月8日、山内町三間坂の宮元洋さんが暴力団による人違いによってとうとい命が絶たれるという、思い出しても悔しくて残念であります。宮元さんに改めて哀悼の思いを捧げるとともに、暴力団壊滅に世論を喚起していくことを皆さんとともに力を合わせていこうではありませんか。

さて、平成19年度は、樋渡市政にとって2度目の決算となりました。その目玉とされた機構改革であります。その目玉のキーワードとして、地域間競争に打ち勝つために、営業部戦略課を立ち上げられました。しかし、戦略課は、ものの見事に1年で立ち消えであります。

こうした派手な市長の動きは、マスコミ関係者に受けるでしょうが、市民にとっては市長の一人芝居とやゆされても致し方ありません。

今後、慎重な取り組みを市政に求めるものであります。

平成18年度の決算認定のとき、私はテレビロケの実行委員会に1,500万円の市費と問題点を指摘しました。また、これに関して、市民の寄附金のうち、各地区への割当金107万円のあり方はおかしいと指摘し、残金があるなら返還すべきだと要求しました。しかし、その要求に聞く耳はなく、その上、その会計の決算も市民に公表されていません。なぜでしょうか。改めて疑問を投げかけるものであります。

さて、日本社会にとって、高齢化社会が進んでいることは喜ばしいことではないでしょう

か。ところが、高齢化を喜ばないような政治が進んでいるとしか思えません。また、その仕組みがつくられているではありませんか。それは、75歳以上を囲い込んでつくられた後期高齢者医療制度であります。この制度づくりのための電算センターシステム導入202万円、合わせて3,465万円の支出など、反対を表明いたしました。この後期高齢者医療制度は廃止されなければなりませんし、その廃止のために力を今後とも全力で尽くすものであります。

最後に、今日本の教育の課題も山積をいたしております。

その中で、全国学力テストの導入のため、学力診断委託料として526万9,000円支出され、学力全国一斉テストが実施されましたが、学校に競争と格差を持ち込ませない少人数、学び合いの授業でこそ学力は育つものではないでしょうか。その実践のため、政治は40人学級を30人学級にすることこそ今教育改革という必要性を求められているのではないのでしょうか。このことを強く求め、反対討論にかえるものであります。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。2番浦議員

○2番（浦 泰孝君）〔登壇〕

一般会計決算認定につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

るる先ほどから反対の討論出ましたが、いずれにせよ武雄市の繁栄、発展のために寄与する施策と思い、私は賛成の立場から討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第101号議案 平成19年度武雄市一般会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第102号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対。討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第102号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第103号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計決算認定について、討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対。討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第103号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第109号議案 平成19年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について、討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第109号議案 平成19年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13. 第113号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

#### ○大庭総務部長〔登壇〕

第113号議案 専決処分の承認について、御説明申し上げます。

議案書の別紙、平成20年度武雄市一般会計補正予算（第11回）について、本年11月26日（365ページで訂正）に専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正で、1,245万8,000円の追加を行っております。

内容につきましては、補正予算説明書(4)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費で、市長の退職に伴う退職手当について専決処分を行ったものでございます。

なお、これに要する財源は、補正予算説明書(3)ページのとおり、財政調整基金からの繰



入金で対応をいたしております。

以上で説明を終わります。

**○議長（杉原豊喜君）**

大庭総務部長

**○大庭総務部長（続）**

すみません、1点だけ訂正をさせていただきます。

「本年」と申しあげましたけれども、昨年の11月26日ということで訂正させていただきます。

**○議長（杉原豊喜君）**

第113号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第113号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第113号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案を採決いたします。

お諮りいたします。第113号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（発言する者あり）

私のほうに聞こえませんでしたので、本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第113号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第14. 第114号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

**○大庭総務部長〔登壇〕**

第114号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明申し上げます。

この条例につきましては、平成20年10月1日に独立行政法人国際協力機構法が一部改正され、号ずれを生じたことにより改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からといたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第114号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第15. 第115号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

**○大庭総務部長〔登壇〕**

第115号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の4ページでございます。

武雄市税条例の一部改正につきましては、平成20年度税制改正による寄附金税額控除の改正でございます。

寄附金税額控除に関する税条例の改正につきましては、昨年の6月議会におきまして改正をお願いいたしております。その際は、地方公共団体への寄附に対する特別控除額の創設など寄附金に対する税額控除額を拡充する改正でございまして、今回の改正は、条例で定めた団体等を新たに寄附金税額控除の対象とする改正でございます。

新たに対象となる事例としましては、県内に事業所がございませぬ社会福祉協議会、保育園や高齢者、障害者福祉施設などを運営する社会福祉法人、私立の幼稚園や高等学校などを運営する学校法人などでございます。

次に、附則でございませぬが、第1条で施行期日を定めております。第2条では、個人の市民税に関する経過措置を設けております。

以上で第115号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（杉原豊喜君）**

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第115号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第16. 第116号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第116号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書6ページでございます。

今回の手数料条例の一部改正につきましては、3件について提案いたすものでございます。

議案参考資料、新旧対象条文の4ページをお開きください。

1点につきましては、法律の改正による題名が改正されたことにより手数料条例を改正するものであります。

次に、新たにオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が制定されたことにより、条例で手数料を免除できることをつけ加えるものでございます。

次に、附則の手数料の徴収の特例を加えることについてでございますけれども、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、交付手数料を無料にする市町村に対して、平成20年度から平成22年度までの間、1枚当たり特別交付税が500円加算されることになりました。

これに伴い、平成21年2月1日から平成23年3月1日までの間に行われる申請に基づく住民基本台帳カードの交付手数料は、武雄市手数料条例第2条第1項及び別表第1の住民基本台帳カードの交付の項の規定にかかわらず徴収しないものとするものであります。

なお、施行は平成21年2月1日からといたしております。

ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行することといたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第116号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10時53分